

税理士による相続税無料税務相談会 (主催：東京税理士会麹町支部)

平成 27 年 1 月より相続税が改正され、相続税の基礎控除額が引下げられた結果、相続税の課税対象者が拡大されました。

財務省の試算では、地価が高い千代田区、中央区、港区では 4 人に 1 人が相続税の課税対象となると予想されております。

そこで、東京税理士会麹町支部では、相続税の課税対象者の拡大に対処するため、下記の日程により納税者の皆様の疑問・質問等に関する無料相談会を開催します。相談ご希望の方は、お電話にてご予約のうえ、会場にお越し下さい。

なお、相談時間の目安は 1 時間程度の予定となりますので、あらかじめご了承下さい。

主 催 東京税理士会麹町支部
日 時 平成 27 年 11 月 20 日 (金)、12 月 18 日 (金)
平成 28 年 1 月 22 日 (金)、2 月 19 日 (金)、3 月 25 日 (金)
時 間 午後 1 時より午後 5 時 (相談 1 回当たり 1 時間程度)
相談員 東京税理士会麹町支部所属税理士
場 所 東京都千代田区九段北 1 丁目 3 番 6 号セーキビル 3 階
東京税理士会麹町支部
TEL 03-3264-0049 (予約・問い合わせ)
FAX 03-3237-1569
都営・東京地下鉄「九段下」駅徒歩 1 分

